

都城市消費生活センター (都城市役所2階 コミュニティ文化課内)

<消費生活相談>

相談日時 午前9時～午後4時まで
(月曜日～金曜日)

相談方法 電話、面接
※面接相談はできるだけ事前にご予約ください

<無料法律相談>

毎月第4金曜日(13:00～16:00)
※要予約…無料法律相談日の前々日までに
相談専用電話まで連絡ください。

相談専用電話

0986-23-7154
又は188(消費者ホットライン)

※188は最寄りの消費生活相談窓口につながります。

都城市消費生活センターだよりVOL.3

～consumer center news～

消費生活センターは暮らしの中の
様々なトラブルの相談を受け付けています
お気軽にご相談ください
消費生活に関する無料の出前講座も行っています
職場内の研修、高齢者クラブ、地域の集まりなどの
際はぜひご活用ください



勉強に
なるなあ

都城市消費生活センター

令和元年度、都城市消費生活センターに寄せられた相談件数は500件でした。うち、インターネットに関するものが154件、悪質商法39件、多重債務58件となっており、特にインターネットに関する相談が増えています。

「おかしい」と思ったらまず相談！

世の中の混乱や、不安に付け込み悪質な手口で高額な契約を迫ってくる可能性もあります。少しでも不安に思うことがあれば、すぐに消費生活センターにご相談ください。



消費生活セミナー

詳しく解説
「子供や孫への贈与（教育資金）」

中止になりました

日時：8月23日（日）
10時～11時30分
場所：祝吉地区公民館
申込先：都城市消費生活センター
0986-23-2121

市消費生活センターでは、消費生活に関するセミナーを開催しています。お気軽に参加してください。

※新型コロナウイルス感染拡大の影響により、変更になる場合があります。



check!

都城市消費生活センター

検索

イベントや注意喚起などはホームページで確認できます！

click!

警戒中！
WARNING

新型コロナウイルスにつけこんだトラブル！

新型コロナウイルス感染症に関連した相談が、全国の消費生活センターに寄せられています。

- 「マスクが無料」というタイトルで、ホームページのリンク先やURLが記載されたメッセージ、メールがスマートフォンに届いた
 - 突然現れた業者に、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で金の相場が上がっているのに、金の購入権利を申し込むよう促された。
- ※これらの行為は、トラブルにつながる可能性がありますので気を付けてください。

事例で学ぶ 消費者 トラブル

消費生活相談事

通信販売はクーリング・オフできません！

事例：インターネット通販で靴を注文したが、サイズが違った。交換を申し出たが「返品・交換はできない」と言われた。クーリング・オフできないのか。

通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。キャンセルや返品・交換については事業者が決めた特約（返品特約）に従うことになります。「返品特約」が定められていない場合、商品を受け取った日から8日以内であれば消費者が送料を負担して返品できます。

通信販売を利用するときは、事前に利用規約などを確認しましょう。

しっかり確認！



借金・ネット・悪質商法！
ご相談は
都城市消費生活センターへ

編集後記

社会の情勢や混乱に乗じた悪質商法などが流行っているようです。

消費生活センターでは安心・安全な生活を確保するために最新の情報を発信していきます。